

平成30年11月28日発行

成年後見制度利用促進 ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 第11号

成年後見制度利用促進に係る 市町村セミナー（兵庫会場・福岡会場） を開催しました。

➤ 本号の掲載内容

速報！：成年後見制度利用促進に係る市町村セミナー（兵庫会場・福岡会場）を開催しました。

本号では、先日開催した「成年後見制度利用促進に係る市町村セミナー」兵庫会場、福岡会場での自治体事例紹介や意見交換の内容について報告します（文責 利用促進室）。

市町村セミナーは、今後、12月12日（水）に広島会場、12月19日（水）に仙台会場にて開催します。どちらも、11月30日締切で参加申込を受け付けております。参加をご希望の自治体は、参加申込票を成年後見制度利用促進室宛てにメールで送信してください。



兵庫会場

開催日：11月14日(水)
参加者：139名

<自治体事例紹介>

- ・兵庫県姫路市
- ・京都府精華町
- ・尾張北部権利擁護支援センター

利用促進室からは、「取組の必要性」「制度の運用改善の状況」「地域連携ネットワークの中核機関の意味と作り方」「平成31年度概算要求」「他地域の取組例」について行政説明を行いました。

利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善のためには、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の設置が急務であること、ニーズ調査等を行って中核機関設置の必要性を自治体内部で共有していただきたいことをお伝えしています。



利用促進機能（受任調整）や

後見人支援機能は、段階的・計画的に整備することが可能です。また、一つの組織ですべての機能を担わなければいけないわけではありません。身近な相談窓口は市町村単位で設け、受任調整や事例検討をする会議は広域設置とすることも考えられます。

兵庫県姫路市の取組

兵庫県姫路市では、平成25年度に権利擁護に関する研究会を立ち上げ、翌年10月から姫路市成年後見支援センターを開設しています。市からは

「成年後見支援センター」設置までのプロセスや、現在実施中のニーズ調査、今後の取組予定についてお話しいただきました。

姫路市成年後見支援センターからは、5つの業務（相談、市民後見人等の養成、活動支援、成年後見制度の普及・啓発、ネットワークの構築）について、具体的な説明がありました。



大西麻衣子所長は、「センターでは週に一度の弁護士、司法書士、社会福祉士の専門相談を行っているが、専門職に相談しやすい環境があり助かっている。更なる相談援助技術の向上のためには、センター職員向けの研修があるといい」、姫路市健康福祉局保健福祉部地域福祉課・松山哲也係長は、「来年度から姫路市総合福祉会館において高齢者、障害者、児童等に関する相談窓口を集約し、互いに連携・補完しながら、制度の狭間や複合的な問題を抱える市民を適切なサービスにつなげる包括的な相談支援体制の構築を目指している」と、今後に向けた姫路市の取組をお話いただきました。

専門職との連携が、中核機関にとってどのようなメリットとなるのか具体的にわかるお話でした。



クアアップできる仕組みを作り、地域共生社会の実現に向けた一助としていきたい」と強調しています。また、取組にあたっては、京都府が中心となって、京都府社会福祉協議会や京都家庭裁判所、三士会（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会）と連携し、成年後見に関する情報交換会を実施したことが効果的だったそうです。

最後に、今後の課題として、精華町の人口・財政規模では、単独での中核機関運営は財政負担が大きいこと、将来的には、広域による中核機関の運営を目指して、京都府と連携し、近隣市町村へ働きかけていくことが必要ではないか、とコメントがありました。

規模が小さい＝取り組めない、ではなく、規模が小さいからこそ近隣へ働きかけることが重要であることがわかります。



京都府精華町の取組

京都府精華町では、日常生活自立支援事業の利用者に認知症高齢者が多く、後見人が必要なケースが増えていることから、徐々に成年後見制度の利用につながっています。町長申立を通して、成年後見制度の利用促進の重要性を痛感したものの、申立てに時間を要するため、それまでの間は日常生活自立支援事業で対応している状況です。



今後、継続的な支援を行うためには、社会福祉協議会が法人後見を行うなど、成年後見制度に関する専門的な知識や技術が必要と感じたことなどをきっかけに、中核機関設置など成年後見制度利用促進に取り組んでいます。

精華町健康福祉環境部福祉課社会福祉係・藤田恭平主査は、「成年後見制度利用促進の取組を通じ、高齢分野と障害分野が連携・情報共有することにより、相談件数の少ない障害分野の利用を促進するとともに、法律等の専門職とネットワークを構築することで、チームをバツ

尾張北部権利擁護

支援センターの取組

尾張北部権利擁護支援センターは、愛知県小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町の2市2町が共同で設立したNPO法人です。山中和彦センター長からは、尾張北部権利擁護支援センターでの取組や、市町村が成年後見制度利用促進に取り組む意義、複数の自治体が連携して広域型センターをつくる場合の進め方などについてお話いただきました。



山中センター長からは、市町村が取り組む意義に関して「成年後見制度は、判断能力が不十分な人の権利擁護支援のツールであり、誰もが使えるような環境を整えるのは、憲法的要請に基づく公的責任と考えている」と話がありました。

上記の他、複数の自治体（広域）で取り組む場合のヒントとして、①スケジュール感を持つこと、②最初から100%のものではないという心持ちで取り組むこと、③構成自治体でモデルを共有すること、④住民や専門職に味方になってもらうこと、の4点を教えていただきました。



情報交換では、各地域での取組状況について、参加者相互に意見交換を行いました。オプザーバーで参加していただいた各家裁等や、利用促進室メンバーも会場を回り、ご質問にお答えしました（次号のニュースレターは、市町村セミナーでいただいた質問への回答を掲載するQ&A 特集です）。



福岡会場

福岡会場

開催日：11月20日(火)
参加者：142名

- ＜自治体事例紹介＞
- ・香川県三豊市
 - ・大分県大分市
 - ・宮崎県延岡市

香川県三豊市の取組

香川県三豊市では、直営の地域包括支援センターを活かして権利擁護支援体制の構築に取り組んでいます（本ニュースレター第10号〔10月25日発行〕でもご紹介しています）。



三豊市健康福祉部介護保険課地域包括支援センター・細川良士副主任からは、市長申立の実務を実施している中で、①事前調査、候補者のマッチング、申立後の支援についての業務負担が重くなっていたこと、②成年後見人等の役割について関係者間での理解が不十分であるため、さまざまな相談・苦情等が寄せられていたこと及びこれらの課題について協議する場がないこと、から、中核機関設置に向けた取組を始めたとの説明がありました。

三豊市のように、機能を分散させて、市単の中核機関で相談機能を担い、広域設置の中核機関で受任者調整（マッチング）や後見人支援の困難ケースの検討を行うという方法も考えられます。取り組みやすいところから取り組み、協議会等の合議体で意見を集約しつつ、新たな課題解決を図ることを考えましょう。

「小さく生んで大きく育てる」発想です。



また、中核機関の設置については、様々なパターンを考えているとのことでした（下図参照）。

例えば、以下の場合の運営の中核になる機関は、

- ・地域ケア会議の開催
- ・広域の会議の開催
- ・市民後見人の養成
- ・親族後見人の支援
- ・広報

機能

- 「単独・直営」
 - 「広域・委託」
 - 「単独・委託」
 - 「単独・直営」「単独・委託」
- どの組み合わせも可能

役割を担う機関

単独と広域、直営と委託を組合わせてはどうか検討

大分県大分市の取組

大分市では、平成30年4月から大分市社会福祉協議会に成年後見センターを委託し、10月から本格稼働しています。



大分市成年後見センターでは、成年後見制度に係る相談及び利用支援、成年後見制度の普及啓発、市民後見人の育成等を行っています。

大分市福祉保健部障害福祉課参事補兼管理担当班・甲斐秀樹グループリーダーは、地域連携ネットワークの構築について、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援や、成年後見制度の運用に関する広範な支援体制の構築など、その役

割や責任は極めて重要。本市の成年後見センターも本年度開設したばかりであり、運営委員会で意見を伺いながら、大分市における地域連携ネットワークの在り方を検討していきたい」と述べました。

「運営委員会の意見を伺いながら」とありますが、これを協議会等の合議体での意見集約と考えることも可能です。「協議会」という名称でなくとも、「専門職団体や関係機関が連携体制を強化するための協議会等（基本計画 P5）」であれば、協議会等の合議体とみなすことができます。



最後に、先行している自治体との財政力指数の違いについてもふれ、宮崎県北部の地域の実情に合わせた中核機関設置に取り組みたいという抱負が語られました。

このように地域の実情に合わせて、中核機関の在り方を様々に検討していただくことが可能です。



宮崎県延岡市の取組

延岡市健康福祉部高齢福祉課・門脇知史主事からは、延岡市と西臼杵3町で中核機関の広域設置を検討中であることの報告があり

ました。延岡市・西臼杵3町は、宮崎県北部地域障害者給付認定審査会を合同で実施してきた経緯などがあり、もともとあった「縁」をつなげる形での取組です。

これらの1市3町で利用促進に取り組む意義として「①判断能力が低下しても住み慣れた地域で生活できる地域づくりのため」が挙げられ、市長申立の実務に取り組む中で、成年後見制度を活用することで、地域でその人らしい生活を送ることができると実感したとの実践報告がありました。

また、「②アクセスしやすく、しかもメリットを感じてもらえる制度を目指すため」という意義も挙げられ、「司令塔、進行管理、事務局機能を兼ね備えた、地域の旗振り役が必須」として、中核機関の設置を検討中であるとのことでした。さらに、家裁との連携については、市が主催する研修や、ネットワーク会議にオブザーバー参加していただくなどする中で、連携を深めている実態についても報告がありました。

最高裁からの説明

福岡会場では、最高裁判所事務総局家庭局より、「成年後見制度利用促進に係る裁判所の取組について」として、「地方自治体と家庭裁判所の連携について」「地方自治体への数値提供について」「診断書の書式の改定について」の説明がありました。特に診断書の書式に関しては、現在検討中の「本人情報シート」についても説明があり、医師が診断書を作成する際の補助資料として利用するほか、中核機関におけるマッチングや支援方針決定のための資料として活用することが可能であることがわかりました。

両会場とも、参加者からは、「利用促進についてのイメージが再確認できた」「他の自治体の事例が大変参考になった」「行政説明にあった、『全国どこに住んでいても権利擁護支援が届くような体制を整える』はもっともなこと。市に持ち帰り、成年後見制度利用促進基本計画の策定及び中核機関の立ち上げに向けて協議したい」といった感想をいただきました。

